

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 8 月 26 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2 件

国 民 年 金 関 係 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600159 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1600016 号

第1 結論

昭和 56 年 12 月から昭和 57 年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 12 月から昭和 57 年 7 月まで

私は、昭和 56 年 11 月 * 日に結婚し、同年 12 月頃に、所持していた年金手帳を持参して、A 市役所 B 支所で初めて国民年金の任意加入手続を行った。また、請求期間の国民年金保険料は、その後送付されてきた納付書により、同支所において現金で納付した。

請求期間が未加入で未納とされていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、結婚後の昭和 56 年 12 月頃に初めて国民年金の任意加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 59 年 9 月頃と推認され、請求者の主張する加入手続時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、A 市役所 B 支所において、納付書により現金で納付したと主張しているが、納付時期や納付金額について具体的に記憶しておらず、請求者の当該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

さらに、請求者は、今までに交付を受けた年金手帳は 1 冊のみであると陳述しているところ、当該年金手帳によると、請求者が国民年金の「はじめて被保険者となった日」は「昭和 59 年 9 月 27 日」と記載されており、オンライン記録における資格取得日とも一致していることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出さ

れたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600172 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600073 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 47 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成 15 年 8 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 8 月
④ 平成 16 年 12 月
⑤ 平成 17 年 8 月
⑥ 平成 17 年 12 月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑥までにおいて賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では標準賞与額の記録が無い。

請求期間①から⑥までの賞与については、賞与明細書は残っていないが、現金を手渡しで支給されていた。

調査の上、請求期間①から⑥までの標準賞与額の記録を訂正し、保険給付の対象となる記録にしてほしい。

第3 判断の理由

事業主は、当時の資料は保管していないと回答しており、請求者の請求期間①から⑥までにおける賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求者は、請求期間①から⑥までにおける賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賞与明細書等の資料を所持していない。

さらに、同僚に照会したものの、請求者の請求期間①から⑥までにおける賞与支給等について具体的な陳述を得ることができず、請求者の当該期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑥までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。